

令和8年分扶養親族等申告書 作成と提出の手引き

◎本手引きは、同封の **大切なお知らせ** で **提出が必要** となった方、**控除対象の条件等について詳しくお知りになりたい方がご覧ください。**

- ※ 「扶養親族等申告書」の「変更なし」欄が「***」で消されている方は令和7年分の「扶養親族等申告書」を提出されていない方、または令和7年の年金額が源泉徴収の対象でなかった方です。令和8年分の扶養親族等申告書を提出する場合は、「変更あり」の☑に✓をし、必要事項を全てご記入のうえ、ご提出ください。
- ※ 「令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載のある **令和7年の申告内容から「変更あり」に該当する方** 1～8以外にも、職場を退職したこと等により令和8年から人的控除を希望する場合は、「変更あり」の☑に✓をし、必要事項を全てご記入のうえ、ご提出ください。
- ※ 「扶養親族等申告書」を提出した場合であっても、年金は雑所得のため年末調整は行われません。納付税額の過不足を清算する必要がある場合は、確定申告を行ってください。
- ※ 他の公的年金の支払いまたは給与の支払いがある場合、人的控除（寡婦控除、ひとり親控除、受給者本人に係る障害者控除、配偶者控除、扶養控除）については、いずれか一箇所（支給額の多いほう）に申告してください。二重に申告して人的控除を受けた場合は、確定申告の際、不足税額を徴収される場合がありますのでご注意ください。
- ※ 個人番号（マイナンバー）の記載が法律により義務化されました。個人番号（マイナンバー）に関する税法上のお問い合わせは、お近くの税務署へお願いします。
- ※ 扶養親族等申告書を提出後、令和7年中に控除対象者となる配偶者または扶養親族等が亡くなられた場合は、当共済組合までご連絡ください。令和8年の控除対象から外します。令和8年中に亡くなられた場合は、令和8年中は控除を受けられるため、連絡は不要です。

《提出にあたって》

提出期限は、令和7年11月5日（水）（必着）です。

提出前に、記入された内容を再度ご確認ください。

- 赤線で囲われた項目（**A**欄「変更あり」「変更なし」、「提出年月日」、**B**欄「受給者の氏名（漢字）」、「電話番号」）の記入をしましたか。
- 印字内容に不備はありませんか。

〈お問い合わせ・ご連絡先〉

新潟県市町村職員共済組合 年金課

T E L 025-285-5413

受付時間 9:00～17:00（土日、祝日を除く。）

扶養親族等申告書提出期間中は、問い合わせが多く、電話が通じにくくなります。ご不便をおかけしますが、時間をおいてからおかけ直しますようお願いいたします。

『令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の作成と提出の流れ

※次の①～③のすべてに該当する場合、**提出は不要**です（提出が必要か再確認をお願いします。）。

- ①本人が障害者または寡婦・ひとり親に該当しない。
- ②控除対象となる配偶者または扶養親族等がない。
- ③令和8年中に退職所得を受ける見込みのある配偶者または扶養親族等がない。

それ以外の方は、下に進んでください。

A 令和7年分の申告内容から変更はありますか？

※1または2のどちらか一方の□に✓をしてください。

- 1 令和7年分から「**変更なし**」で申告します。 ☒
 - 提出年月日、⑤受給者欄の氏名及び電話番号のみを記入し、ご提出ください。他の項目の記入は不要です。
 - ※変更なし欄に“*”が印字されている方は、前年が未提出または非課税の方です。令和8年分の申告書を提出する場合は、2の変更ありの□に✓をし、申告するすべての事項を記入してください。
- 2 令和7年分から「**変更あり**」で申告します。 ☒
 - 令和7年の申告内容をご確認いただき、変更がある場合は「手引き」をご覧ください。のうえ、**変更箇所だけではなく、申告するすべての事項を記入してください。**

○申告書の内容をご確認いただき、**A 欄**を記入してください。

前年から「変更なし」の場合

⇒1（変更なし）の□に✓をしてください。

前年から「変更あり」の場合

⇒2（変更あり）の□に✓をしてください。

提出年月日 令和 ○ 年 ○○ 月 ○○ 日

○提出年月日を記入してください。

B 受給者

フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	年金 太郎
電話番号	(XXX) XXX - XXXX

○**B 欄**の「氏名」欄、「電話番号」欄を記入してください。

※氏名（フリガナ）をご確認ください。

※代理の方が記入する場合は申告書**E 欄**に代筆した旨と代筆者氏名をご記入ください。

「変更あり」の場合

○**B・C・D 欄**を訂正または追加してください。

※変更がある場合は二重線で抹消・訂正してください。

※訂正印は不要です（下記の「訂正の例」、「抹消の例」を参照してください。）。

※黒ボールペン等でご記入ください。

（例は朱字で訂正していますが、実際の記入は、黒ボールペンで訂正してください。）
（書いた文字が消せるボールペンでの記入はしないでください。）

<訂正の例>

C 控除対象となる配偶者	
④	源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者
フリガナ	ネンキン ユミコ
氏名	年金 由里子 由美子

<抹消の例>

C 控除対象となる配偶者	
④	源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者
フリガナ	ネンキン ユミコ
氏名	年金 由里子

○**E 欄**を記入してください。

記入事項については、本手引7ページをご覧ください。

「変更なし」の場合

○封筒に切手を貼って提出

法令上受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代（110円）は受給者のご負担でお願いします。

「令和7年扶養親族等の内訳」欄について

同封の申告書に掲載されている扶養親族等の内訳にて、昨年、申告された令和7年分の申告内容を確認できますので、今回の申告（令和8年分）の参考としてください。

扶養親族等の内訳	課税区分	本人			源泉控除対象配偶者	扶養者数				障害			非居住者親族	
		寡婦等	障害			特 定	老 人	16 歳未 満	一 般	特別		普 通		
			特 別	普 通						同 居	別 居			
	27	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
令和7年	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ

課税区分		ア	1及び2	令和7年分扶養親族等申告書を提出された人
			*** (アスタリスク)	令和7年分扶養親族等申告書を提出されていない人（未提出者または提出が不要だった人） または令和7年分の年金額が源泉徴収の対象でなかった人 ⇒ アからセまでの欄は「***」（アスタリスク）で抹消されています。
寡婦等		イ		本人が寡婦と申告していれば「1」が表示されています
				本人がひとり親と申告していれば「4」が表示されています
本人障害	特別	ウ		本人が特別障害者と申告していれば「1」が表示されています
	普通	エ		本人が普通障害者と申告していれば「1」が表示されています
源泉控除対象配偶者		オ		源泉控除対象配偶者を申告していれば「1」が表示されています
				その配偶者が70歳以上かつ所得が48万円以下であると申告していれば「2」が表示されています
扶養者数 (配偶者を除く)	特定	カ		扶養親族等のうち【19歳以上23歳未満】の人を申告していればその人数が記載されています
	老人	キ		扶養親族等のうち【70歳以上】の人を申告していればその人数が記載されています
	16歳未満	ク		扶養親族等のうち【16歳未満】の人を申告していればその人数が記載されています
	一般	ケ		「カ」、「キ」、「ク」の他に扶養親族等を申告していればその人数が記載されています
障害	特別	コ		扶養親族等のうち「同居」の特別障害者を申告していればその人数が記載されています
				扶養親族等のうち「別居」の特別障害者を申告していればその人数が記載されています
	普通	シ		扶養親族等のうち普通障害者を申告していればその人数が記載されています
「40」欄（黒塗り）			ス	管理項目のため、確認していただく必要はありません
非居住者親族		セ		扶養親族等に非居住者がいると申告していればその人数が記載されています

用語の説明

○「普通障害者」「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます。

(詳細は国税庁のホームページまたは税務署でご確認ください。)

障害者に該当しても、該当者の年間所得の見積額が58万円を超える場合は、障害者控除の対象となりません(受給者本人の障害は除く。)

介護保険の要介護認定を受けている方でも、下表に該当しない場合は、障害者控除の対象となりません。

障 害 者	障 害 者 区 分	
	特別障害者	普通障害者
(1) 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方	該当する全ての方	
(2) 精神保健指定医などから知的障害者と判定された方、または療育手帳の交付を受けている方	重度と判定された方、または療育手帳の等級がAの方	中度または軽度と判定された方、または療育手帳の等級がBの方
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	障害等級が1級の方	左の程度以外の方
(4) 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている方	障害の程度が1級または2級の方	3級から6級までの方
(5) 戦傷病手帳の交付を受けている方	障害の程度が特別項症から第3項症の方	左の程度以外の方
(6) 原子爆弾の被爆による障害のある者として厚生労働大臣の認定を受けている方	該当する全ての方	
(7) 常に就床を要し複雑な介護を要する方	該当する全ての方	
(8) 年齢65歳以上【昭和37年1月1日以前に生まれた方】で、市町村や福祉事務所長から(1)～(2)または(4)に準ずる障害があると認定されている方	(1)、(2)または(4)の特別障害者と同程度の重度の障害がある方	左の程度以外の方

※ 障害者控除に該当するかについてご不明な点がございましたら、お住まいの市区町村や最寄りの税務署、社会福祉事務所へお問い合わせください。

○「寡婦」・「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をされていない方(※1)、または配偶者の生死が明らかでない方で、下表の条件に該当する方。

本人の所得	本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係	控除の区分 控除額(年額)
500万円以下 (※2)	男性	子(※3)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親 (36万円)
	女性	子(※3)がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親 (36万円)
		扶養親族等がない	死別・生死不明	寡婦 (27万円)
		子以外の扶養親族等がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦 (27万円)

※1：住民票の続柄に「夫(未届)」 「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

※2：500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと500万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。

※3：他の方の源泉控除対象配偶者・障害者に該当する同一生計配偶者・扶養親族等になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額58万円以下の子に限り、58万円を超える所得がある子は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと58万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。

用語の説明

○扶養親族の種別

「控除対象扶養親族」：受給者本人と生計を一にする配偶者以外の親族で、16歳以上（平成23年1月1日以前生まれ）で合計所得金額が58万円以下の方（「扶養親族等の内訳」欄は「一般」に印字されます）

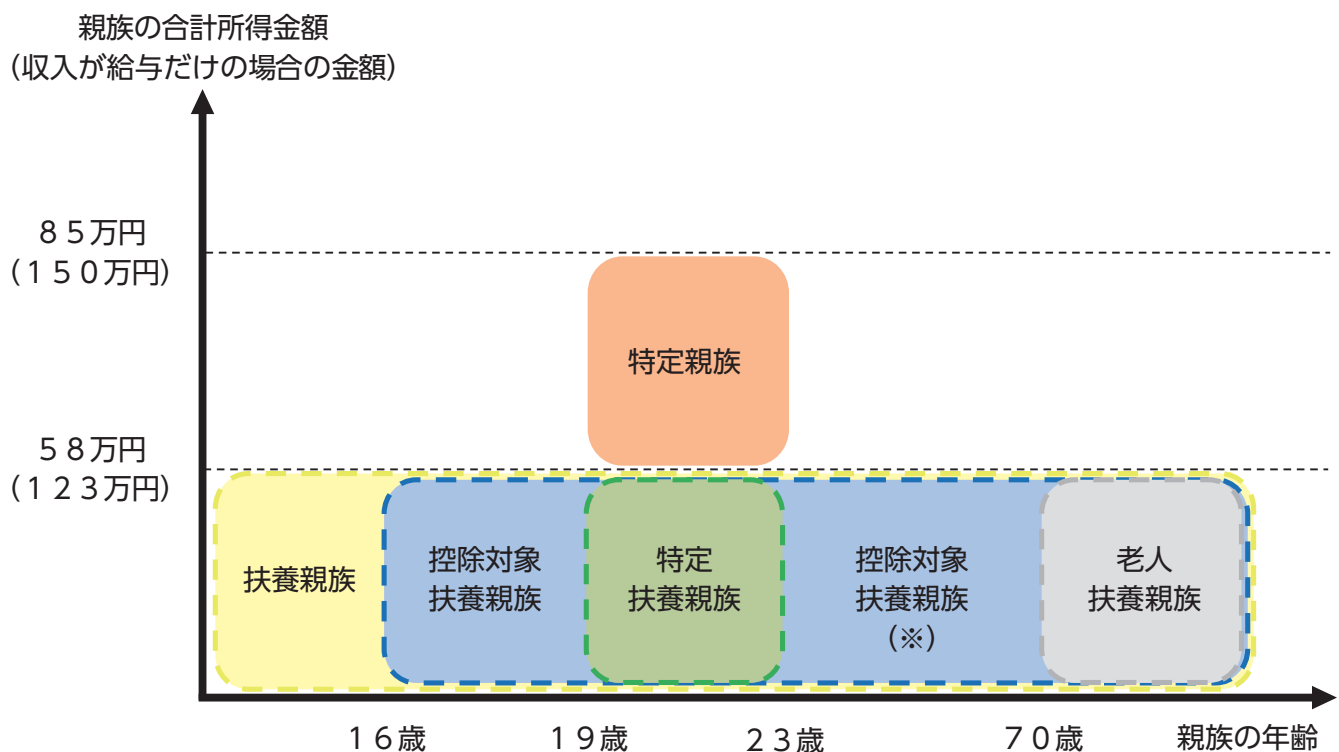
「特定扶養親族」：控除対象扶養親族のうち、19歳～22歳（平成16年1月2日から平成20年1月1日までに生まれた方）で合計所得金額が58万円以下の方（「扶養親族等の内訳」欄は「特定」に印字されます）

「特定親族」：受給者本人と生計を一にする配偶者以外の親族で、19～22歳（平成16年1月2日から平成20年1月1日までに生まれた方）で合計所得金額が58万円超85万円以下の方（「扶養親族等の内訳」欄は「特定」に印字されます）

「老人扶養親族」：控除対象扶養親族のうち、70歳以上（昭和32年1月1日以前生まれ）の方（「扶養親族等の内訳」欄は「老人」に印字されます）

「扶養親族」：受給者本人と生計を一にする配偶者以外の親族で、16歳未満（平成23年1月2日以降生まれ）で合計所得金額が58万円以下の方（「扶養親族等の内訳」欄は「16歳未満」に印字されます）

<参考：扶養親族の範囲>



※年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、③居住者である年金受給者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上を受けている人、のいずれかに該当する場合に限ります。

『令和 8 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

※黒ボールペン等で記入してください（書いた文字が消せるボールペンでは記入しないでください。）。

左面

問い合わせ先

[illegible]

令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

A) 令和7年分の申告内容から変更はありますか？

※ 1 または 2 のどちらか一方の ☐ に ✓ をしてください。

- 1 令和7年分から「**変更なし**」で申告します。
→提出月日、⑧受給者欄の氏名及び電話番号のみを記入し提出してください。他の項目の記入は不要です。
※提出する場合は「ご印字されている方は、前年が提出出来た非世帯の方です」と令和8年の申告書に記入する場合は、2の変更ありの⑨に記入し、申告するすべての事項を記入してください。
- 2 令和7年分から「**変更あり**」で申告します。
→令和7年の申告内容とご確認いただき、変更がある場合は「手引き」を「買い取り」、変更箇所だけではなく、申告するすべての事項を記入してください。

[illegible]

B 受 給 者

フリガナ		ネンキン タロウ		① 本人障害 区分 手帳の種類 等級 交付年月日 普通障害 身体障害者・精神障害者 特別障害 第1号・第2号	
氏 名					
電話番号		() -			
生年月日		※ 昭 34 年 10 月 10 日		性別 男	
③ 配偶者の有無 配偶者がいる ☐ 配偶者がいない ☐		配偶者を控除対象者として申告する場合は○、申告しない場合は右の矢印へ進んでください。		② 本人所得 年間所得の見積額が900万円を超える場合は、右の□に▽をしてください。 ☐	
		配偶者がいる場合は、裏面の「寡独・ひとり親の申告」へ進んでください。		その他、申告する扶養親族がいる場合は◎へ進んでください。	

C 控除対象となる配偶者

氏 名	④ 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	⑤ 配偶者の区分	⑥ 同居、別居、非居住者
	フリガナ ネンキン ユミコ	配偶者の収入が年金のみで、 下記 1. 2 のどちらかに該当する 方は右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が 168万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 118万円以下の方	同居 別居 非居住者
続 柄	年金 由美子 (夫) (妻)	上記以外の方は、「手引き」を参照し 右の欄に年間所得の見積額を ご記入ください。 「収入がない方は空白を記入」 退職所得がある方は、右の欄に○を したうえで、上記金額から退職 を除いた金額をご記入ください。 (退職所得がない方は記入不要です。)	⑦ 配偶者老人区分 配偶者の年間所得の見積額が58万円 以下かつ70歳以上の場合に該当 (昭和32年1月1日以前に生まれた方)
生年月日	* 昭 示 34 年 9 月 6 日 ※年間所得の見積額が58万円以下かつ70歳以上の場合、 配偶者老人区分欄の記入も必要です。	令和8年中所得 万円	⑧ (該当なしの場合は記入不要) 手帳の種類 (身体障害者)(精神障害者) (療 養)(老)(若)(他)
マイナンバー (個人番号)	収 済 済 * * * * * * * * * *	令和8年中所得 万円	等級 区分 普通障害 特別障害

「個人番号（マイナンバー）」欄について

「収録済」と印字されている場合

⇒記入は**不要**です。

※前回提出してから個人番号（マイナンバー）の変更がある場合は、「令和7年分の申告内容から変更はありますか?」の欄の「変更あり」の☐に✓をして、**E** 摘要欄に、該当者の氏名と変更後の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

「未収録」と印字されている場合

⇒「変更あり」の☑に✓をして、該当者の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

※個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の添付は必要ありません。

※個人番号（マイナンバー）の記入がない場合でも、記入のないことのみをもって申告書を受理しないことはありません。

※個人番号（マイナンバー）を記入することで、翌年以降は記入が不要になります。

海外にお住まい等の理由で、個人番号（マイナンバー）をお持ちでない方は、**E** 摘要欄に、該当者の氏名およびお持ちでない旨とその理由をご記入ください。

必須

必ず読んでください。

令和7年分の申告内容を確認（本手引3ページを参照）し、御自身が該当するのは「変更なし」か「変更あり」かをご確認ください。

必須

▶提出年月日を記入してください。

必須

▶ 変更がない場合

「変更なし」の☑に✓をしてください。
氏名および電話番号を記入して提出し
てください。

▶ 変更がある場合

「変更あり」の☑に✓をしてください。
氏名、電話番号および **B** 欄から **E**
欄の変更事項を訂正または追加で記入
してください。

①～⑧については、
本手引8～9ページを参照

右面へ

『令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

※黒ボールペン等で記入してください（書いた文字が消せるボールペンでは記入しないでください。）。

右面

内容をご確認のうえ、訂正または追加でご記入ください。⑨～⑬については、本手引9～10ページを参照してください。

個人番号（マイナンバー）については、6ページをご確認ください。

E 摘要欄の記入例

・別居の場合

年金 花子
東京都千代田区〇〇

・障害者に該当する場合

年金 花子
身体障害者手帳
令和7年8月26日交付

・非居住者の場合

年金 拓也
アメリカ合衆国〇〇州 〇〇

・個人番号を変更した場合

年金 和也
変更後の個人番号
333333333333

・代理の方が記入する場合

年金太郎に代わり、私が代理で
記入しました。
代筆者 年金 由美子

D 扶養親族等

⑨ 源泉控除対象親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）		続柄	生年月日	⑩ 種別	⑪ 同居等の区分	⑫ 年間所得の見積額 （令和8年中所得）	⑬ 障害
氏名	フリガナ ネンキン ハナコ 年金 花子	子	10年8月8日	特定 老人	同居	58万円以下	手帳の種類 等級 区分
マイナンバー （個人番号）	未記入	孫		30歳未満 70歳以上	別居	58万円以下	手帳の種類 等級 区分
氏名	フリガナ ネンキン カズヤ 年金 和也	子	16年7月7日	特定 老人	同居	58万円以下	手帳の種類 等級 区分
マイナンバー （個人番号）	未記入	孫		30歳未満 70歳以上	別居	58万円以下	手帳の種類 等級 区分
氏名	フリガナ ネンキン タクヤ 年金 拓也	子	24年6月6日	特定 老人	同居	58万円以下	手帳の種類 等級 区分
マイナンバー （個人番号）	未記入	孫		30歳未満 70歳以上	別居	58万円以下	手帳の種類 等級 区分
氏名	フリガナ	子	大 昭 平 令	特定 老人	同居	58万円以下	手帳の種類 等級 区分
マイナンバー （個人番号）	未記入	孫	年 月 日	30歳未満 70歳以上	別居	58万円以下	手帳の種類 等級 区分
氏名	フリガナ	子	大 昭 平 令	特定 老人	同居	58万円以下	手帳の種類 等級 区分
マイナンバー （個人番号）	未記入	孫	年 月 日	30歳未満 70歳以上	別居	58万円以下	手帳の種類 等級 区分

※16歳未満の扶養親族欄は地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」の記載欄を兼ねています。

E 摘要欄

⑭ 摘要	
------	--

E 摘要欄に以下の内容をご記入ください。

- ・控除対象配偶者、扶養親族等が障害者に該当する場合⇒その方の氏名、障害者手帳等の交付年月日（手帳の種類を「その他」で申告する場合は、「〇〇市より障害者の認定あり」「寝たきり」等を記載してください。）
- ・控除対象配偶者、扶養親族等が別居している場合⇒別居の方の氏名と住所
- ・控除対象配偶者、扶養親族等が非居住者（国内に住所を有しない方）の場合⇒非居住者の氏名と住所（別途書類を添付する必要があります。本手引11ページ「国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合」をご確認ください。）
- ・控除対象配偶者、扶養親族等が個人番号（マイナンバー）を変更した場合⇒扶養親族等の氏名および変更後の個人番号（マイナンバー）
- ・同一生計内に所得者が2人以上いる場合（他の所得者が控除を受ける扶養親族等がいる場合）⇒その扶養親族等およびその方を扶養親族等として控除を受ける他の所得者の氏名、受給者から見た続柄、生年月日、住所
- ・代理の方が記入する場合⇒代筆した旨と代筆者の氏名

記入項目について①

A 令和7年分から扶養状況に変更がありましたか？

※ B～D 欄の記入内容をご確認いただき、A 欄の必ずどちらか一方に☑をしてください。

●前年から変更が「ない」場合

「変更なし」に☑をし、提出年月日、B 欄のご本人の氏名および電話番号を記入のうえ、ご提出ください。

●前年から変更が「ある」場合

「変更あり」に☑をし、提出年月日、B 欄のご本人の氏名および電話番号を記入のうえ、申告書の該当する箇所を記入し、ご提出ください。

B 「受給者」欄

1 本人障害【本手引4ページ 「普通障害者」「特別障害者」とは】を参照】

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害いずれかに○をしてください。

また、手帳の種類のいずれかに○をし、障害等級、交付年月日をご記入ください。手帳の交付を受けていない場合や手帳の種類に「その他」で○をした場合（本手引4ページ、「普通障害者」「特別障害者」とは）の表（1）（6）（7）（8）に該当）は、「交付年月日」欄または E 摘要欄の 14 に「〇〇市より障害者の認定あり」「寝たきり」等状態を記入ください。手帳、認定書等の写しは不要です。

介護保険の要介護認定を受けているだけでは、障害者控除の対象にはなりません。

2 本人所得【本手引12～14ページ 「年間所得の見積額」の計算方法】を参照】

本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合は、☑に✓をしてください。

※900万円を超える場合、配偶者控除の対象外です。

3 寡婦・ひとり親の申告【申告書裏面 寡婦・ひとり親の判別方法を参照】

配偶者がいない場合は、「いない」の☑に✓をし、申告書裏面の【寡婦・ひとり親の申告】へ進んでください。

申告書裏面の【寡婦・ひとり親の申告】の判別方法にて該当するものを確認し、「はい」または「いいえ」等の該当する方を○で囲み設問を進んだうえで、いずれかに該当した場合、該当したものの☑に✓をしてください。寡婦・ひとり親を示す書類は不要です。

配偶者がいる場合は、「いる」の☑に✓をし、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者にあたる場合は C 欄へ進んでください。

配偶者以外に、申告する扶養親族等がいる場合は、D 欄へ進んでください。

C 「控除対象となる配偶者」欄

4 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者（法律婚に限ります。）の氏名、続柄、生年月日、個人番号をご記入ください。

5 配偶者の区分【本手引12～14ページ 「年間所得の見積額」の計算方法】を参照】

配偶者の収入が年金のみで、記載されている年金額以下の場合は☑に✓をしてください。

それ以外の場合は年間所得の見積額を必ずご記入ください。計算の結果、所得の見積額がマイナスとなった場合は、ゼロをご記入ください。

また、配偶者が令和8年中に退職手当を受ける見込みである場合、「退職所得あり」を○で囲み、退職所得を除いた年間所得の見積額を必ずご記入ください。

記入項目について②

6 同居・別居・非居住者の区分

【本手引11ページ「国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合」を参照】

受給者と同居か別居か非居住者（国内に住所を有しない方）のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書のE 摘要欄の14に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

「非居住者」の場合は、申告書のE 摘要欄の14に非居住者の方の氏名と住所をご記入ください。

また、「非居住者」の場合は、「親族関係書類」等を扶養親族等申告書に添付してください。

7 配偶者老人区分

配偶者の年間所得の見積額が58万円以下で70歳以上（昭和32年1月1日以前に生まれた方）の場合、「老人」に○をしてください。

※老人控除対象配偶者（年間所得の見積額が58万円以下で70歳以上の方）を「老人」と省略して記載しています。

8 配偶者障害【本手引4ページ「普通障害者」「特別障害者」とは】を参照】

記入方法は1をご覧ください。障害者手帳等の交付年月日等は、E 摘要欄の14へご記入ください。

ただし、配偶者が障害者に該当しても年間所得の見積額が58万円を超える場合は、障害者控除の対象にはなりません。

D 「扶養親族等」欄

9 控除対象扶養親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）

控除対象扶養親族（※1）および扶養親族（※2）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

※受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が58万円以下の方が対象となります。

※1 16歳以上：平成23年1月1日以前に生まれた方

※2 16歳未満：扶養親族のうち、平成23年1月2日以降に生まれた方

10 特定・老人・16歳未満の種別【本手引4ページ「扶養親族の種別」を参照】

扶養親族等がいずれかに該当する場合、該当する文字に○をしてください。

11 同居等の区分・国外居住の有無

【本手引11ページ「国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合」を参照】

受給者と同居か別居のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書のE 摘要欄の14に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

「非居住者」である場合は、「国外居住」と、矢印の先の該当する文字に○をして、E 摘要欄の14にその方の氏名と住所をご記入ください。

また、「非居住者」の場合は、「親族関係書類」等を扶養親族等申告書に添付してください。

(1) 国外にお住まいの方の年齢が30歳未満、または70歳以上である場合

「別居」、「国外居住」、「30歳未満・70歳以上」に○をしてください。

※30歳未満＝平成9年1月2日以後生まれの方 70歳以上＝昭和32年1月1日以前生まれの方

(2) 国外にお住まいの方の年齢が30歳以上70歳未満である場合

①～③に該当する場合、いずれかひとつに○をしてください。

①国外にお住まいの方が留学のため国内に住所および居所を有しなくなった場合

「別居」、「国外居住」、「留学」に○をしてください。

②国外にお住まいの方が障害者に該当する場合

「別居」、「国外居住」、「障害者」に○をしてください。

また、申告書の13「障害」欄もご記入ください。

③国外にお住まいの方が受給者から生活費または教育費に充てるため送金を年間38万円以上受ける見込みである場合

「別居」、「国外居住」、「年38万円以上送金」に○をしてください。

記入項目について③

12 年間所得の見積額【本手引12～14ページ「年間所得の見積額」の計算方法】を参照】

扶養親族等の令和8年の年間所得の見積額を計算し、「58万円以下」、「58万円超～85万円以下」または「85万円超」のいずれかに○をしてください。

また、扶養親族等が退職手当を受ける見込みである場合、「退職所得あり」に○をして、退職所得を除いた年間所得の見積額をご記入ください。

13 障害【本手引4ページ「普通障害者」「特別障害者」とは】を参照】

記入方法は①をご覧ください。障害者手帳等の交付年月日等は、E 摘要欄の⑭へご記入ください。

E「摘要」欄

14 摘要【本手引7ページを参照】

「本人所得」及び「配偶者の区分」について

<配偶者控除等（源泉徴収時）の要件>

		配偶者年間所得		
		58万円以下	58万円超～95万円以下	95万円超
本人 年間所得	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除 ※1	控除対象外 ※3
	900万円超	障害者控除 ※2		

※1 配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。

※2 配偶者が障害者でない場合には、控除の対象となりません。

※3 上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者（特別）控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

控除対象配偶者や扶養親族等が退職手当を受ける見込みである場合

○所得税の控除対象となる条件

全ての所得額を合計した年間所得の見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族等は58万円以下であること。
扶養親族等申告書の⑤「配偶者の区分」欄にご記入いただく年間所得の見積額は「退職所得を含んだ」金額です。

○お住まいの市区町村の個人住民税において控除対象となる条件

退職所得を除いた所得額が配偶者は95万円以下、扶養親族等は58万円以下であること。

⇒控除対象配偶者または扶養親族等が令和8年に退職手当を受ける見込みである場合

退職所得を計算のうえ、「（退職所得を含んだ）年間所得の見積額」とは別に、「退職所得を除いた年間所得の見積額」をご記入ください（退職所得の計算方法は、本手引14ページをご確認ください。）。

「退職所得を除いた」年間所得の見積額を記入し、提出されると、お住まいの市区町村へ報告され、翌年度の個人住民税計算の際に反映されます。

控除対象配偶者または扶養親族等が退職手当を受ける見込みがない場合は、「退職所得を除いた」年間所得の見積額の記入は不要です。

個人住民税計算の詳細については、お住まいの市区町村へお尋ねください。

○前年に「退職所得あり」で配偶者・扶養親族等を申告された方

令和8年に退職所得を受ける見込みがない場合、配偶者の場合は年間所得の見積額を記入し、扶養親族等の場合は「58万円以下」、「58万円超～85万円以下」または「85万円超」のどちらか一方に○を記入して、「前年から変更あり」としてご提出ください。

「前年から変更なし」で提出されると、前年と同じ金額の退職所得を受ける見込みであるという内容の申告になりますので、ご注意ください。

国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合

○「非居住者」とは

国内に住所を有さず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない方を「非居住者」といい、「非居住者」である方を控除対象とする場合、一定の要件があり、添付書類の提出が必要です。

なお、配偶者や扶養親族等を「非居住者」として申告された場合、源泉徴収票にその旨が記載されます。

○「親族関係書類」の添付

控除対象となる配偶者または扶養親族等が国外居住（非居住者）の場合は、親族関係書類（※）を申告書と同封してご提出ください。

※「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者が受給者本人の配偶者または親族であることを証するものをいいます。

なお、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要になります。

- ①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類、およびその配偶者または扶養親族等の旅券の写し
- ②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者または扶養親族等の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限ります。）

○配偶者が国外居住（非居住者）である場合

控除対象となる配偶者が国外居住（非居住者）である場合は、申告書の⑥「同居、別居、非居住者」欄の「非居住者」に○をして、申告書のE 摘要欄の⑭に非居住者の方の氏名と住所をご記入ください。

また、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

○配偶者以外の扶養親族等が国外居住（非居住者）である場合

<控除対象となる要件>

配偶者以外の扶養親族等が国外居住（非居住者）の場合は、その方を控除対象とするためには、一定の要件があります（配偶者の場合は、このような要件はありません。）。

扶養親族等が国外居住（非居住者）の場合、控除対象とするためには、非居住者でない扶養親族等の要件（受給者と生計を一にする年間所得見積額が58万円以下である親族）に加え、以下のいずれかに該当する必要があります。

- ①対象者の年齢が30歳未満（※1）、または70歳以上（※2）であること
- ②対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所および居所を有しなくなったこと
- ③対象者が①に該当せず、障害者（※3）に該当すること
- ④対象者が①に該当せず、年金受給者から、その年において生活費または教育費に充てるための送金を年間38万円以上受ける見込みであること

※1 30歳未満 = 平成9年1月2日以降生まれの方

※2 70歳以上 = 昭和32年1月1日以前生まれの方

※3 障害者に該当するかは、本手引4ページ「「普通障害者」「特別障害者」とは」をご覧ください。

<記入方法と添付書類>

配偶者以外の扶養親族等が国外居住（非居住者）の場合は、申告書の⑪「国外居住の有無」欄の「国外居住」と、矢印の先の該当する文字に○をして、E 摘要欄の⑭にその方の氏名と住所をご記入ください。

上記の①、③、④に該当する場合は、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

また②に該当する場合は、「親族関係書類」と併せ、「留学の事実がわかる書類」（※）を添付してください。

※「留学の事実がわかる書類」とは、現地の査証（ビザ）または在留カードの写しで、対象者が留学の在留資格に相当する資格をもって国外に在留することにより国内に住所および居所を有しなかった旨を証するもの（外国語で作成されている場合は、翻訳文も必要です。）

③または④に該当する場合の「障害状態を証明する書類」、「送金を証明する書類」は添付不要です。

「年間所得の見積額」の計算方法①

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の収入がある方は、種類ごとの所得の見積額を計算していただき、その金額を合計した額が所得見積額となります。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額（A）」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金、国民年金、共済年金、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。

障害年金、遺族年金は非課税所得のため、「その年に受け取る年金額（A）」には含みません。

公的年金等控除額は、年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額に応じて異なります。

○収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合（注）の公的年金等控除額

年金を受け取る方の年齢	その年に受け取る年金額（A）	公的年金等控除額
65歳以上 (昭和37年1月1日以前生まれ)	330万円以下	110万円
	330万円超410万円以下	(A)×25%+ 27万5千円
	410万円超770万円以下	(A)×15%+ 68万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A)× 5%+ 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円
65歳未満 (昭和37年1月2日以降生まれ)	130万円以下	60万円
	130万円超410万円以下	(A)×25%+ 27万5千円
	410万円超770万円以下	(A)×15%+ 68万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A)× 5%+ 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円

《計算例①》65歳以上の方で受け取っている年金額が165万円の場合の年間所得の見積額
 165万円（受け取る年金額）－110万円（公的年金等控除額）＝55万円（年間所得の見積額）

《計算例②》65歳未満の方で受け取っている年金額が50万円の場合の年間所得の見積額
 50万円（受け取る年金額）－60万円（公的年金等控除額）＝0万円（年間所得の見積額）（※）

※年間所得の見積額がマイナスとなった場合は所得額は0円となります。

○公的年金等以外の収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります。その他の収入の所得額の計算方法については、本手引13ページ以降をご覧ください。

（注）公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合の公的年金等控除額

公的年金等以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下である場合には、上記の表の年金額に対応する公的年金等控除額欄に記載された額から一律10万円を差し引いた額が控除額となります。2,000万円を超える場合には、一律20万円を差し引いた額が控除額になります。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

「年間所得の見積額」の計算方法②

2. 収入が給与の場合の計算方法

$$\text{「給与の収入金額 (B)」} - \text{「給与所得控除額」} - \text{「所得金額調整控除額」} = \text{「給与所得の金額」}$$

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額 (B)	給与所得控除額
190万円以下	65万円
190万円超360万円以下	$(B) \times 30\% + 8\text{万円}$
360万円超660万円以下	$(B) \times 20\% + 44\text{万円}$
660万円超850万円以下	$(B) \times 10\% + 110\text{万円}$
850万円超	195万円

《計算例》給与の収入金額が90万円の場合の年間所得の見積額

$$90\text{万円 (給与の収入金額)} - 65\text{万円 (給与所得控除額)} = 25\text{万円 (年間所得の見積額)}$$

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除」が控除されます。

①公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = \text{年金所得額 (※)} + \text{給与所得控除後の給与等の額 (※)} - 10\text{万円}$$

(※) 10万円を超える場合は10万円

《計算例》65歳以上の方で受け取っている年金額が180万円（年金所得70万円）

および給与収入額が200万円の場合

$$\text{給与所得控除額} : 200\text{万円 (給与の収入金額)} \times 30\% + 8\text{万円} = 68\text{万円}$$

$$\text{所得金額調整控除額} : 10\text{万円 (年金所得の上限額)} + 10\text{万円 (給与所得の上限額)} - 10\text{万円} = 10\text{万円}$$

$$\begin{aligned} \text{給与所得額} : & 200\text{万円 (給与の収入金額)} - 68\text{万円 (給与所得控除額)} \\ & - 10\text{万円 (所得金額調整控除額)} = 122\text{万円} \end{aligned}$$

$$\text{年間所得の見積額} : 70\text{万円 (年金所得額)} + 122\text{万円 (給与所得額)} = 192\text{万円}$$

②給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する。
- ・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族等がいる。
- ・23歳未満の扶養親族等がいる。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与の収入金額 (※)} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

(※) 1,000万円を超える場合は1,000万円

《計算例》給与の収入金額が1,200万円で、23歳未満の扶養親族等を有する場合

$$\text{給与所得控除額} : 195\text{万円}$$

$$\text{所得金額調整控除額} : (1,000\text{万円 (給与の収入の上限額)} - 850\text{万円}) \times 10\% = 15\text{万円}$$

$$\begin{aligned} & 1,200\text{万円 (給与の収入金額)} - 195\text{万円 (給与所得控除額)} \\ & - 15\text{万円 (所得金額調整控除額)} = 990\text{万円 (年間所得の見積額)} \end{aligned}$$

「年間所得の見積額」の計算方法③

3. 収入が退職手当の場合の計算方法

$$(\text{「一般退職手当等の収入金額」} - \text{「退職所得控除額」}) \times 1/2 = \text{「退職所得の金額」}$$

退職所得の金額は退職手当の区分によって計算方法が異なります。ここでは、「一般退職手当等」について説明しています。

退職所得控除額は退職手当の支払を受ける人の勤続年数に応じて計算されます。

勤続年数※	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数
20年を超える	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて勤続年数を計算します。

長期欠勤や休職の期間も勤続年数に含まれます。

○計算した退職所得の金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額が退職所得の金額となります。

○退職手当の区分や勤続年数によって、退職所得の金額を求める計算方法は異なります。

退職手当の区分には上記で計算式を説明している「一般退職手当等」以外に、役員等以外の者として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「短期退職手当等」や、役員等として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「特定役員退職手当等」があり、それぞれ所得金額の計算方法が異なります。

「一般退職手当等」以外の区分がある場合の退職手当の金額の計算方法などについて、詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

収入がその他の場合の計算方法

所得の種類ごとの所得金額の計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得金額（非課税所得は含みません。）
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	利子収入 - 株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額 - 必要経費
事業所得	総収入金額 - 必要経費
譲渡所得	総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額
山林所得	総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
一時所得	総収入金額 - 支出金額 - 特別控除額
雑所得（公的年金等以外）	総収入金額 - 必要経費

所得金額には、非課税所得のほか、源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

扶養親族等申告書（以下、「申告書」といいます。）に関するよくある質問

Q1 扶養する親族がない場合は提出が必要ですか？

控除対象の配偶者や扶養親族等がおらず、ご自身が障害者や寡婦等に該当しない場合は、申告書をご提出いただく必要はありません。申告書の提出の有無に関わらず、基礎的控除は適用されます。

Q2 印字されている申告書の申告内容に変更はない（もしくは昨年寡婦または本人障害を申告している。）ですが、提出する必要はありますか？

各種控除（配偶者控除、扶養控除、寡婦控除、障害者控除等）を受ける場合は、昨年の申告内容から変更がなくとも、「変更なし」の☑に✓をし、提出年月日、**B**欄の「氏名」欄、「電話番号」欄を記入してご提出ください。

Q3 申告書を提出しなかった場合はどうなりますか？

各種控除（配偶者控除、扶養控除、寡婦控除、障害者控除等）を受ける希望がある方が申告書を提出しなかった場合は、各種控除を受けなかった分、所得税が多く源泉徴収される場合があります。

なお、提出不要の方も、提出が必要な方と同様に基礎控除は受けることができ、源泉徴収の所得税率は5.105%で変更ありません。

Q4 昨年申告していた扶養親族等が亡くなったまたは扶養しなくなりましたが、送られてきた申告書に、扶養しなくなった者が印字されていますがどうしたらよいですか？

申告書は、昨年の申告内容をあらかじめ印字してお送りしています。死亡・就職・婚姻等、扶養状況に変更があった場合は、申告書の表面の「変更あり」の☑に✓をし、亡くなった方または扶養しなくなった方については、はっきりと二重線で消してからご提出ください。

Q5 申告書の表面の「変更なし」欄が、あらかじめ*で消されているのはどうしてですか？

令和7年分の申告書を提出されていない方（未提出者または提出が不要だった方）または令和7年分の年金額が源泉徴収の対象でなかった方は、あらかじめ「変更なし」の欄が*で消されています。

同封の「大切なお知らせ」にて申告書の提出が必要かご確認いただき、提出が必要と判断された場合は、「変更あり」の☑に✓をし、申告するすべての事項を記入してご提出ください。

Q6 介護保険法の要介護認定を受けましたが、障害者控除の適用を受けることができますか？

介護保険の要介護認定を受けているだけでは、障害者控除の適用を受けることはできません。

障害者控除に該当するかについてご不明な点がございましたら、お住まいの市区町村や最寄りの税務署、社会福祉事務所へお問い合わせください。

Q7 公務員退職後も引き続き勤務していますが、申告書を提出する必要がありますか？

勤務先へ「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している方は、各種控除（配偶者控除、扶養控除、障害者控除等）について、給与と年金で二重に控除を受けることとなり、確定申告の際に不足税額を徴収される場合がありますので、申告書の提出の必要はありません。



アクアール長岡

年金受給者の皆様へ

※消費税・入湯税込
※ご利用日の3日前までの要予約
※金曜日、土曜日、祝前日は割増料金
※1室1名利用の場合は、割増料金
○チェックイン15:00から
○チェックアウト10:00まで

四季を彩る 特選会席プラン

1泊2食付き(日～木)

14,150円
(一般16,650円)

11月～3月末までの
期間限定



※写真はイメージです。
(鍋は2人前の例)

2名様より
ご利用日の3日前
までの要予約

通年利用!



1名様より

※写真はイメージです。

冬の味覚をご堪能

ふぐ会席 コース

※12/31～1/5は除く。



【新潟・宮城・山形】
三県地酒飲み比べ付き

三県和牛会席 コース

※12/31～1/5は除く。



特選会席 プラン 限定特典

- ① (11月30日まで)「国営越後丘陵公園入園券」人数分進呈
(12月1日～3月31日)夕食時にワンドリンク人数分サービス
- ② 次回利用可能な「アクアール長岡商品券 500円」人数分進呈(日曜～木曜日に宿泊者限定)
- ③ 一般のお連れ様一人1,000円引き(同行者2名様まで。8/9～8/17を除く)



青葉温泉

宿泊プランは宿泊当日、翌日ともに、温泉・プール・マシンジム・スタジオの利用が無料!

※上記料金は年金受給者ご本人様とその配偶者様の特別料金です。ご利用の際は、「年金受給者等施設利用証」をお持ちください。

※マシンジム・スタジオの利用は大人のみとなります。 ※お子様のプール利用は、必ず保護者同伴でお願いします。

※プールご利用時は、スイミングキャップが必要です。

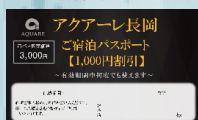
宿泊パスポート【宿パス】販売中!

販売価格 3,000円

期間中なら何度でも、購入者ご本人様とその同伴者
1名様まで1人1,000円割引!
(ただし、2名様で利用の場合は、同室での利用に限
ります。)

チェックイン、アウト時のご購入でも、その場で割引!

＜有効期間＞購入日から6か月間



〒940-2147 新潟県長岡市新陽2丁目5番地1

新潟県市町村職員共済組合

保健施設 アクアール長岡

TEL: 0258-47-5656

<https://www.aquarenagaoka.or.jp>

新潟県市町村職員共済組合 年金受給者のみなさまへ

下記の料金は、年金受給者ご本人様とその配偶者の方の特別料金です。ご利用の際は「年金受給者等施設利用証」をお持ちください。

瀬波はまなす荘



1泊2食付 お一人様 10,855円(サ税込み)～
※和室 8畳・2名1室利用時

プレミアムパスポート

3,000円券と5,000円券の2種類

3,000円券購入者特典

- ・1泊につき1人1,000円割引(本人含む2名)
- ・売店商品及び夕食時のお飲み物が全品10%割引!(グループ全員対象)

5,000円券は4名様利用におすすめ!

※詳細はお気軽にお問合せください。



★購入日から6か月間有効
★有効期間中、何度でも
利用可能(1泊素泊り、
1泊朝食付きは対象外)



露天風呂付客室



和室大部屋

各種プランをご用意し、皆さまのお越しをお待ちしております。

贅沢グルメプラン



※料理は一例です。



特別室

瀬波はまなす荘「公式 LINE」

お得なクーポンや周辺
観光情報等を配信♪

友だち登録はこちら→



〒958-0037 新潟県村上市瀬波温泉 1-2-17

新潟県市町村職員共済組合

保養所 瀬波はまなす荘

TEL 0254-52-5291

FAX 0254-53-6751

<https://www.kyousai-niigata.jp>